

令和 4 年 4 月 25 日

食品ロス削減推進サポーター制度に御賛同いただける団体
御担当各位

消費者庁 消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座の開催について（依頼）

日頃より消費者啓発、特に食品ロス削減の取組に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

消費者庁では、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）に記載の「地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進」に基づき、「食品ロス削減推進サポーター（以下、サポーター）」制度を創設することとし、サポーター育成のための教材となる「食品ロス削減ガイドブック（以下、ガイドブック）」を作成いたしました。

食や環境問題に一定の知見を有した食生活改善推進員、環境活動団体等の皆様におかれましては、ガイドブックを活用した食品ロス削減推進サポーターとして御活躍いただきたいと考えております。

今般、食品ロス削減推進サポーターになるための育成オンライン講座を開催することとしましたので御案内いたします。

つきましては、食品ロス削減推進サポーターの御検討、及び御賛同いただける場合は、当該講座に御参加いただきますようお願い申し上げます。

なお、御参加にあたりましては、別添受講日程確認票に参加可能な日を御記入の上、【6 月 8 日（水）】までに、以下メールアドレスへ直接回答くださいますようお願いいたします。

なお、ガイドブックは、案内を受けた各都道府県又は指定都市から受領をお願いいたします。参加希望団体については、後日消費者庁から各都道府県又は指定都市へ情報提供させていただきます予定です。

別添 受講日程確認票「食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座」

【問い合わせ先】

〒100-8958

千代田区霞が関 3-1-1 中央合同庁舎第 4 号館 6 階
消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室

担当：内藤、勝部、橋本

電話：03-3507-9244(直通)

メールアドレス：no-foodloss@caa.go.jp

令和4年4月

食品ロス削減推進サポーター制度に御賛同いただける団体
御担当各位

消費者庁 消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座のプログラム

消費者庁は、地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、食や環境問題に一定の知見を有した団体の会員向けに、「食品ロス削減推進サポーター育成講座」を開催します。

本講座を受講し、簡易試験を受験後、消費者庁に御登録いただくことで、消費者庁は受講者を「食品ロス削減推進サポーター」に認定いたします。

ぜひ、御参加いただきますようお願い申し上げます。

【講座プログラム】

日 時： 以下3日のうち、1日を選択いただきます。

令和4年7月 8日（金） 14:00 ～ 16:00 （2時間）

7月 12日（火） 14:00 ～ 16:00 （2時間）

7月 14日（木） 14:00 ～ 16:00 （2時間）

開催方式： Zoom 接続による講座

※開催日が近づきましたら、消費者庁又は消費者庁の請負事業者から接続 URL をご案内いたします。

※受講のための接続端末、回線等は、受講団体または受講者側でご用意ください。

プログラム： ・開会あいさつ

・食品ロス削減推進サポーター育成の背景

・テキストを使用した学習

－食品ロスの現状

－食品ロス削減の手法、参考事例の学習（消費者編・事業者編）

等

・質疑

【講座に関する留意事項】

・講座で使用するテキスト（食品ロス削減ガイドブック）は、最寄りの都道府県又は指定都市からお受け取りください。

・当該サポーターは、単なる資格ではなく、地域において食品ロス削減の周知啓発行っていただくことを目的としております。団体の皆様におかれましては、御登録後、年1回程度、活動報告を行っていただくこととなりますので、予めご了承をお願い申し上げます。

消費者庁開催「食品ロス削減推進サポーター育成講座」受講の流れ

<講座の開催まで>

- ① 消費者庁が、都道府県及び指定都市に対して、講座の案内と受講者募集の依頼
- ② 都道府県、指定都市（及び市区町村）は、地域の活動団体に対して、上記①の講座の案内と受講者募集の案内
- ③ 受講希望団体は、会員をとりまとめ、消費者庁に申込
- ④ 消費者庁は、受講希望団体の情報を団体が所在する都道府県又は指定都市にお知らせ
- ⑤ 都道府県又は指定都市は、消費者庁が既に提供しているガイドブックを、受講希望団体へ配付
- ⑥ 消費者庁は、講座の詳細を、受講団体窓口宛てのほか、団体が所在する地方公共団体（都道府県、及び指定都市又は市区町村）へお知らせ
- ⑦ 受講希望団体は、受講者に講座の詳細を共有

<講座の開催>

- ⑧ 消費者庁主催で、サポーター育成の主旨の説明、及びガイドブックを使用した育成講座を開催
- ⑨ 受講者は、受講後に、試験（問題・小論文）を受験
 - ※会場での受講の場合は、講師が採点
 - ※オンラインでの受講の場合は、後日、消費者庁から受講者団体に、メールで送付する試験問題に解答し、受講団体窓口から消費者庁へ試験を実施した旨を返信（返信がない場合は、認定不可）
- ⑩ 消費者庁は、受講者の試験結果を、受講者団体窓口宛てに送付

<サポーター登録>

- ⑪ 消費者庁は、受講者の認定証を、受講者団体窓口宛てへ郵送（受講者へは、団体を介して受け渡し）
- ⑫ 消費者庁は団体が所在する地方公共団体（都道府県、及び指定都市又は市区町村）に対して、上記⑪のサポーター登録状況を共有